

広島市告示第 4 1 5 号

令和 8 年 9 月 1 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 山本ショッピングセンタービル

(2) 所在地 広島市安佐南区山本一丁目 1 1 番 2 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号 ベイサイドプラザ若松 2 F

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和 8 年 9 月 1 1 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号

広島市安佐南区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 8 年 9 月 1 6 日から令和 9 年 1 月 1 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和9年1月16日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

小売業者一覧表
(変更前)

No	小 売 業 者		住 所	理由
	氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)		
1	株式会社サンリブ	代表取締役 眞田義文	北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号	
2	有限会社二葉屋	代表取締役 岡本慶子	広島市安佐南区山本一丁目 1 1 番 2 号	令和 4 年 8 月 3 1 日退店
3	株式会社ヤマスイ	代表取締役 山田賢一	広島市西区商工センター一丁目 2 番 3 号	
4	株式会社丸珠物産	代表取締役 小林信一	北九州市小倉北区西港町 9 4 番地 9	
5	東洋食品株式会社	代表取締役 黒田要一郎	北九州市門司区黄金町 6 番 2 8 号	

(変更後)

No	小 売 業 者		住 所	理由
	氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)		
1	株式会社サンリブ	代表取締役 眞田義文	北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号	
2	株式会社オーエムツー ミート	代表取締役 大竹繁	東京都港区芝大門二丁目 4 番 7 号	令和 4 年 9 月 1 日 入店
3	株式会社ヤマスイ	代表取締役 山田賢一	広島市西区商工センター一丁目 2 番 3 号	
4	株式会社丸珠物産	代表取締役 小林信一	北九州市小倉北区西港町 9 4 番地 9	
5	東洋食品株式会社	代表取締役 黒田賢一	北九州市門司区黄金町 6 番 2 8 号	平成 3 0 年 2 月 2 7 日 代表者変更